

金融円滑化管理方針

1. 目 的

当金庫は、地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことは、最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理体制の下、金融仲介機能を積極的に発揮していくことを目的に、この方針を定める。

2. 定 義

この方針において、「金融円滑化」とは、以下の（１）から（５）をいい、「金融円滑化管理」とは、適切なリスク管理の下、金融仲介機能を積極的に発揮する観点から、これらを達成するために必要となる管理をいう。

- （１）顧客の経営実態等を踏まえて、適切に新規融資や貸付条件の変更等を行うことの確保。
- （２）顧客の経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援を行うことの確保。
- （３）与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関し、顧客に対する説明を適切かつ十分に行うことの確保。
- （４）顧客からの与信取引に係る問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応を適切に実施することの確保。
- （５）その他与信取引に関して、地域密着型金融を推進するために必要であると判断した事項が適切になされることの確保。

3. 管理体制

理事会は「地域金融円滑化のための基本方針」及び「金融円滑化管理方針」を定める。この方針に則り「金融円滑化管理要領」により金融円滑化管理の実効性を確保するほか、理事会、常務会、金融円滑化管理責任者の役割を定めるなど管理体制を整備する。

4. 体制整備

- （１）金融円滑化の観点から新規融資や貸付条件の変更等の申込み等に対する適切な審査が行われることを確保するため、信用リスク管理部門（融資部）は、必要に応じて、融資審査基準及び与信管理方法の見直しを行う。
- （２）金融円滑化の観点から新規融資や貸付条件の変更等の申込み等に対する顧客説明及び顧客サポートの適切性・十分性を確保するため、金融円滑化管理責任者は、顧客保護等管理に係る統括責任者と連携して顧客の保護を

図るための取組みを行う。

- (3) 顧客の経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに関するきめ細かな支援を行うため、地域振興部を設置する。
- (4) 顧客の事業価値を適切に見極めるための能力（以下、「目利き能力」という。）の向上のため、人事部門は役職員に対し、目利き能力向上のための研修等を実施する。
- (5) 債務者からの貸付条件の変更の申込み等の求めについて、他業態も含め関係する他の金融機関等（政府系金融機関、信用保証協会及び中小企業活性化協議会等を含む。）がある場合には、当該他の金融機関等と緊密な連携を図る。
- (6) 金融円滑化管理責任者は、関連する各部門と連携して「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応を適切に実施するための態勢整備を図る。また、役職員に対し、同ガイドラインに基づく対応を適切に実施することを確保するために必要な事項を周知徹底する。
- (7) 金融円滑化管理責任者は、顧客保護等管理に係る統括責任者と連携して、主債務者及び保証人からの保証契約に関する相談等に対して「経営者保証に関するガイドライン」に基づき適切に対応するための取組みを行う。
- (8) 金融円滑化管理責任者は、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づく対応を行うため、必要に応じて関連する各部門と連携して適切な措置を講じる。
- (9) 金融円滑化管理責任者は、中小企業者から「中小企業の事業再生等のための私的整理手続」に基づいた申出等があった場合に、適切に対応するための具体的な方策を指示する。

5. 方針の改廃

この方針の改廃は、理事会の決議による。

(付 則)

2010年	1月21日	制	定
2014年10月	1日	一部改正	
2016年	4月	1日	一部改正
2022年	5月	1日	一部改正